

令和6年4月1日 本受付から書式が変更に！

建築基準法施行規則の一部改正

確認(計変)申請書[第四面]

新書式で提出下さい

建築基準法：令和6年4月1日施行

- (1) 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化
- (2) 大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化
- (3) 防火規制に係る別棟みなし規定の創設
- (4) 既存不適格建築物の増築等に係る規制の合理化
- (5) 避難時倒壊防止構造の合理化
- (6) 吹抜き等の空間を設けた場合における防火区画(面積区画)に係る規定の合理化

詳しく学ぶ!!



改正建築物省エネ法
オンライン講座
(国交省HPへ)

上記関連して、第四面の 5欄・6欄 が以下のとおり変更となります。

【5. 主要構造部】

- 耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)
- 耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)
- 建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造 (準耐火時間： 分)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)
- その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
- その他
- 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

朱書き部分が
変更されています

【電子申請】 4/1以降に申請を予定している物件は、
第一面の様式を、〈2024年4月〉に変更し、
入力→PDF作成してから、申請してください。

【申プロ】 バージョンアップを適用してから申請書を出力してください。

令和6年4月1日 交付分から記載が変更に！

建築基準法施行規則の一部改正

確認済証・検査済証

副確認検査員が創設されたことから、検査員の記載欄は、
氏名 → 職・氏名 の記載方法に変更となります。

確認検査員 ○○ ○○
副確認検査員 △△ △△